

令和3年度

浦安市全体会計財務書類の注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………原則として取得原価

ただし、無償で移管を受けた道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円とします。

また、開始時（平成 27 年 4 月 1 日）の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア イ以外のもの……………原則として取得原価

イ 道路、河川及び水路の敷地で、昭和 59 年度以前に取得したもの及び昭和 60 年度以後に無償で移管を受けたもの……………備忘価額 1 円

② 無形固定資産……………原則として取得原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………市場価格

イ 市場価格のないもの……………取得原価

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………市場価格

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権及び長期貸付金については、各々の過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

## ② 退職手当引当金

本市は千葉県市町村職員を対象とした退職手当組合に加入しており、退職手当債務（期末自己都合要支給額）から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち本市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

## ③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

## (6) リース取引の処理方法

### ① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

### ② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

## (7) 全体 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（浦安市公金管理および運用基準において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

## (8) 消費税等の会計処理

下水道事業会計を除き、消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。

## (9) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

### ・ 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

## 2 重要な会計方針の変更等

令和2年度より、下水道事業が地方公営企業法の適用となりました。

## 3 重要な後発事象

該当事項はありません。

#### 4 偶発債務

##### (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っておりません。

##### (2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求（10 百万円以上）を受けているものはありません。

#### 5 追加情報

##### (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

###### ① 全体財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

墓地公園事業特別会計

国民健康保険会計

介護保険会計（保険事業勘定）

介護保険会計（介護サービス事業勘定）

後期高齢者医療会計

下水道事業会計（地方公営企業会計）

② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。